

歯 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用ダイヤモンドバー JMDN16670000

ダイヤモンドバー FG

【形状、構造及び原理等】

成分：作業部…ダイヤモンド砥粒、
ニッケルメッキ
軸部及び基材部…ステンレス鋼

【使用目的又は効果】

ダイヤモンド研磨材で、歯牙、骨等の硬組織及び歯科補綴物等の研削、研磨に用いる。

【使用方法等】

- 1) 本品を歯科用ハンドピース等に装着する。
- 2) 歯科用ハンドピース等により本品を回転させる。
- 3) 回転させた本品を被研削物に押し当て、研削・研磨を行う。

【使用方法に関連する使用上の注意】

- 1) ハンドピース（タービン）メーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入して、半チャックでないことを確認すること。
- 2) 予め患者の口腔外で回転させて、振れないことを確認すること。
- 3) 無理な角度、過度の加圧での使用は避けること。
- 4) 歯髄為外防止のため、注水下でソフトタッチで断続的に使用すること。

【使用上の注意】

- ① 指定の回転数を超えて使用しないこと。
- ② 損傷、変形(表面キズ、曲がり)等のあるものは、使用しないこと。
- ③ 目の損傷を防ぐために、保護めがね等を使用すること。
- ④ 本品は、【使用目的】の項に記載の用途以外には使用しないこと。
- ⑤ 本品は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。

【保管方法及び有効期間等】

- ・ 水分、腐食性薬材及びその蒸気の暴露を避けて、外圧（物理的付加）及び汚染を受けないように保管すること。
- ・ 歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者：株式会社カム・ネッツ
住 所：〒578-0903
大阪府東大阪市今米1丁目17番12号
電 話 番 号：072-966-4180
F A X 番 号：072-963-4182
E・M a i l：info@come-nets.net
外国製造所：ディーエフエス ダイアモン社
DFS-DIAMON GmbH
国 名：ドイツ